

一 幌延深地層研究計画について

(一) 調査研究の内容などの周知について

深地層研究への道民の理解を得るためには、研究内容などについての積極的な情報提供が不可欠である。幌延深地層研究センターにおける調査研究の内容や成果は、地元幌延町や周辺市町村、それぞれの住民などに対し、どのように周知されているのか。

答弁 資源エネルギー課長 嶋崎 卓夫

深地層研究の内容などの周知についてであります。日本原子力研究開発機構では、毎年度、幌延深地層研究センターにおける深地層研究に係る研究計画や、前年度に実施した研究の成果について、道及び幌延町に対し報告するとともに、幌延町及び札幌市におきまして、住民を対象とした説明会を開催するほか、ホームページや広報誌などにより広く情報提供を行ってきているところ。また、道といたしましても、機構から説明を受けた内容について、稚内市や豊富町など、幌延町周辺の1市6町村に対し、説明を行ってきているところ。

(二) 地域振興の取組について

深地層研究を受け入れるに当たり、道と幌延町、日本原子力研究開発機構の間で締結されている「幌延町における深地層の研究に関する協定書」では、機構は「雇用その他を地元優先で行うなど地域振興に積極的に協力すること」になっているが、機構によるこれまでの協力の状況はどのようになっているのか。また、地元幌延町は、機構による取組みをどのように受け止めているのか。

答弁 資源エネルギー課長 嶋崎 卓夫

日本原子力研究開発機構による地域振興への協力についてであります。機構では、幌延深地層研究センターにおける各種工事や物品の購入などにおきまして、地元企業をはじめとした、道内企業の活用に努めるとともに、地元で開催されるさまざまなイベントに対する支援、協力などに取り組んできているものと承知しているところ。また、幌延町からは、関連工事などへの地元の事業者の活用をはじめ、センター職員の地元雇用や町内での居住、関連の研究機関を含めた内外の研究関係者の来訪による地元での宿泊などにより、地元経済や地域の活性化に効果がみとめられると聞いているところ。

(三) 国内外の研究機関などとの研究協力について

「幌延町における深地層の研究に関する協定書」では、機構は「深地層の研究所を国内外に開かれたものとするために、道内外の大学をはじめとする研究機関等の参加を求めるとともに、地震研究その他の学術的な研究の場として広く提供すること」になっているが、機構によるこれまでの研究協力の状況はどのようなになっているのか。

答弁 資源エネルギー課長 嶋崎 卓夫

国内外の研究機関などとの研究協力についてであります。機構では、研究施設や研究体制が整った平成15年度以降、平成19年度までの5年間に23の機関と延べ31件の共同研究を実施しており、その内訳は、北海道大学など国内の11大学とは、17件、電力中央研究所など9つの国内研究機関とは、10件、スイスやアメリカの3つの国外研究機関とは、4件となっているところ。スタート時の平成15年度において6件であった共同研究の件数は、年度ごとに増加し、平成19年度においては、19件となっているところ。

(四) 地下施設の建設について

1 掘削土(ズリ)について

地下施設の建設に伴って発生する掘削土(ズリ)については、これまで、敷地内に53,000m³分の掘削土(ズリ)置場を設置して保管されているとのことであるが、地下施設の完成までには、全体でどの程度の掘削土(ズリ)が発生すると想定されているのか。また、機構としては、十分な保管場所を確保しているのか。

答弁 資源エネルギー課長 嶋崎 卓夫

掘削土(ズリ)の保管場所などについてであります。機構からは、地下施設建設に伴い発生する掘削土(ズリ)の総量は、約10万立方メートルに上るものと想定されているとの説明を受けているところ。また、掘削土(ズリ)の保管場所につきましては、これまでに設置した置場では、容量が不足すると見込まれる平成22年度以降に向け、隣接地に置場を拡張する計画であり、すでに必要な用地を確保しているとの説明を受けているところ。

2 掘削土(ズリ)の処理などについて

センターでは、現在、地下施設を建設しながらの研究が進められており、立坑の掘削深度はおよそ200メートルまで達していると聞いている。坑道掘削に

伴って発生する掘削土(ズリ)や湧水などについては、専用の施設を設置するなどして、有害物質の処理などを行っているが、湧水などは、最終的には研究施設外である天塩川に放出されており、厳しい管理が必要と考える。センターでは、掘削土(ズリ)や湧水などについて、どのような処理を行い、環境への影響をどのように監視しているのか。

答弁 産業立地推進局長 木田 勇

幌延深地層研究センターにおける掘削土(ズリ)などの処理についてであります。センターにおきましては、立坑からの掘削土(ズリ)については、ホウ素やヒ素などの有害物質などに関するモニタリング調査を定期的実施し、土壌汚染対策法の基準を満たしていることを確認するとともに、法に準拠した二重遮水シート構造の掘削土(ズリ)置き場を設置し堆積しているところ。また、湧水などにつきましては、排水処理設備により、ホウ素などの水質汚濁物質の濃度を、水質汚濁防止法及び北の海漁業協同組合と締結している協定の基準値以下にした上で天塩川に放流するとともに、定期的に河川の水質調査を実施し、周辺の水質に変化のないことを確認しているところ。

(五)環境保全に向けた道の取組について

排出される湧水の水質調査など環境保全の取組は、センターの事業主体である機構の責務であるが、道や地元町も、住民の安全や生活環境、自然環境の保全を図る観点から、事業者の取組をしっかりと見届けるとともに、必要な指導・助言を行っていくべきであり、そのためには、道・幌延町及び機構が日常的に情報交換を密に行っていくことが重要と考える。道として・どのように取り組んでいく考えか伺う。

答弁 経済部長 渡辺 健

水質など環境の保全についてであります。道では、これまで、水質汚濁防止法に基づき、センターへの立入検査により、施設の管理状況や自主測定の実施状況を確認しているほか、水質調査により排水基準内であることを確認しているところ。機構では、今後、この道が行った水質調査の結果についても住民に周知するため、ホームページなどで公表することとしているところ。深地層研究は、水質など環境の保全に十分配慮して進められることが重要であることから、道といたしましては、今後、道、幌延町及び機構の三者による意見交換会を開催して、機構が行う環境保全の取組状況などについて情報や意見の交換を行い、その結果を公表するとともに、幌延町と連携して機構に対し必要な指導を行うなど適切に対応してまいりたい考え。